

郡山市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業指定登録機関の指定に関する事務取扱要綱

令和 7 年10月 1 日制定

[建設構想部住宅政策課]

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第25条第1項に基づく指定登録機関の指定は、当面の間、次の理由により、市長はこれを行わないこととする。

- (1) 法第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等について、市において業務を行えているため。
- (2) 法第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等について、市として一貫した体制で業務を行うことが、迅速かつ正確な業務の遂行に資するため。

附 則

この要綱は、令和 7 年10月 1 日から施行する。